

改修基本構想無理があるのでは

町長 どうすべきかは議会で判断を



北沢 幸保

△質問 「森の家」の土地賃貸借契約が、町の政治倫理条例に抵触するか否か、町長自身が、裁判所の判断や全国の実例を調べて見解を述べていただきたい。

△質問 宗教法人は當利を目的としない事業者であり、法人収入に対する土地代の割合も10数%未満である。時間的継続性又は反復性を有する契約に該当しないので、兼業禁止には該当しないところのが私の考え方だ。

△質問 グレーのままにしておくわけにはいかないので、倫理審査会で判断しても

△質問 「森の家」の今後の利活用のあり方や改修の是非を、まずは議会に判断し

△質問 幅なずれを町民にどのように説明するのか。

△質問 「森の家」の改修費は、

△意見 町長は町の行政の責任者であると共に隣政寺の

△質問 「森の家」の土地賃貸借契約が、町の政治倫理条例に抵触するか否か、町長自身が、裁判所の判断や全国の実例を調べて見解を述べていただきたい。

△質問 最終的には議会で判断することになるが、その前に、倫理審査会の考え方を議会も聞いて判断材料とするのが筋と考える。

△質問 改修基本構想検討委員会が立ち上がる段階では、事業費は2億円程度となっていたが、答申された事業費は5億円となっている。町長は、この金額をどのように感じ、大

△質問 副住職でもある。しかし、町長である以上、軸足はしっかりと市政に置いて、町民全体の利益の実現や

△意見 5億円をかけて改修する財政的余裕は無いのではないか。町民福祉の向上に全力投球してもらわなければならぬ。「志口利他」を実践するかどうか町民は監視している。

△意見 3分の2以上の可決であれば、私が失職するとうことだと思う。

△意見 かは、議会で検討していただくべきと思っている。

△意見 た施設の不具合や不足している機能が明らかになつた。もし改修するならば、町民生活に迷惑のかからない範囲で実施しなければ、町民の理解を得るのは難しいと判断している。今後どうすべき

△意見 うのが一番町民に納得してもらえるのではない

一般質問

△意見 審査会の提案をいただけれども、議会の方で審査をしていただいて、か。

△意見 得るのは難しいと判断している。今後どうすべきかは、議会で検討していただくべきと思っている。

△意見 かは、議会で検討していただぐべきと思っている。

△意見 うことが先決となる。したがって、財政面での費用対効果の評価・優先度の判定・財源の調達計画などを議論したり精密に見積もる段階ではない。



5億円をかけて改修する財政的余裕は無いのではないか